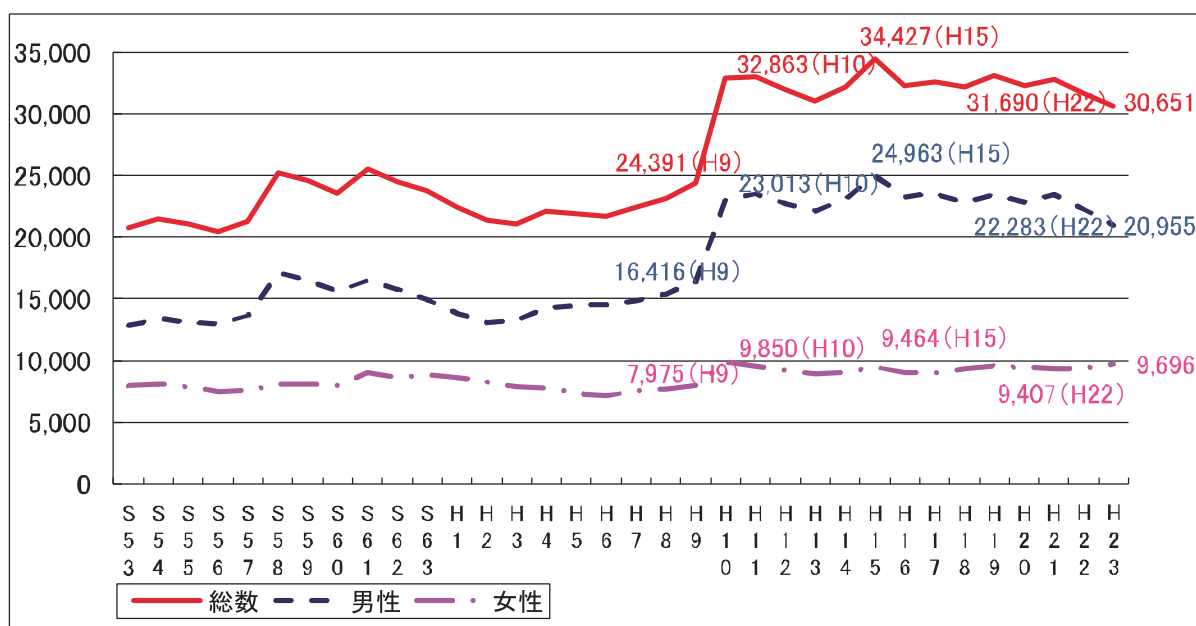


我が国の自殺の現状と対策

○我が国における年間自殺者数の推移

我が国における自殺者数は、平成 10 年以降、平成 23 年まで 14 年連続で年間 3 万人を超えており、大変憂慮すべき状況にあります。



資料：警察庁「自殺の概要資料」及び内閣府・警察庁「平成 23 年中における自殺の状況」より内閣府作成

○死因順位にみた年齢階級・死亡率・構成割合（総数・平成 22 年）

死因別の状況をみると、15 歳～39 歳の 5 階級で「自殺」は死因順位の第 1 位となっています。

総数

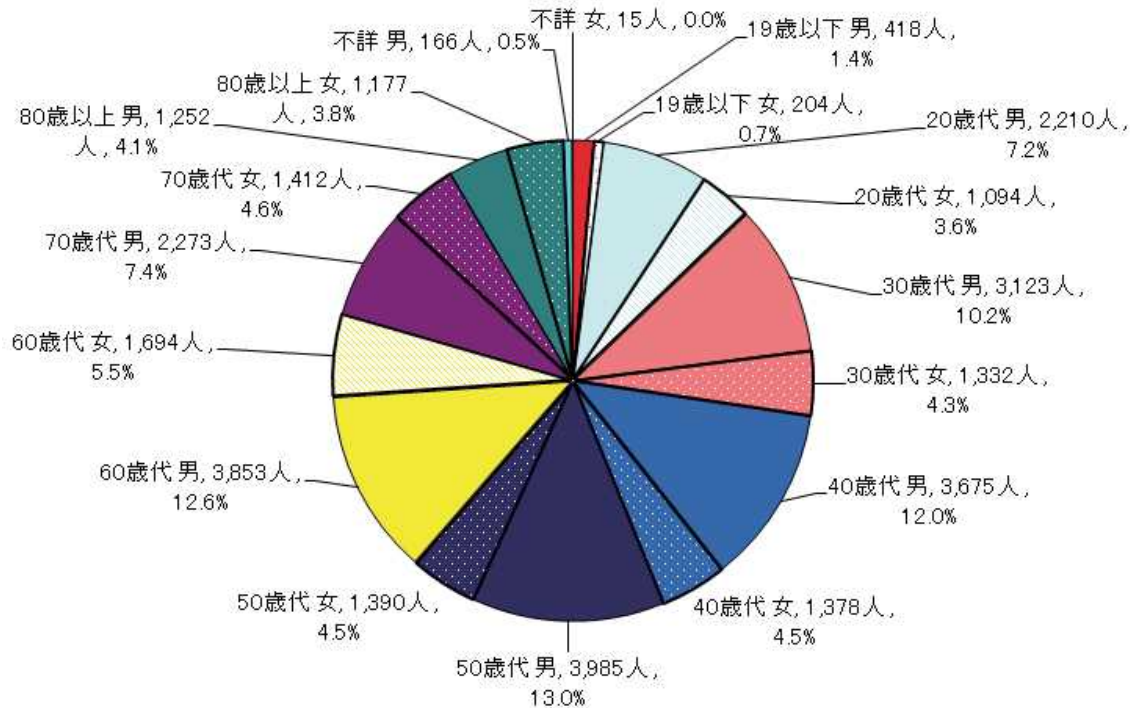
年齢階級	第 1 位				第 2 位				第 3 位			
	死 因	死亡数	死亡率	割合(%)	死 因	死亡数	死亡率	割合(%)	死 因	死亡数	死亡率	割合(%)
10～14歳	不慮の事故	121	2.1	21.9	悪性新生物	116	2.0	21.0	自殺	63	1.1	11.4
15～19歳	自殺	451	7.5	31.7	不慮の事故	424	7.0	29.8	悪性新生物	150	2.5	10.5
20～24歳	自殺	1,372	21.8	49.8	不慮の事故	553	8.8	20.1	悪性新生物	217	3.4	7.9
25～29歳	自殺	1,630	22.8	47.4	不慮の事故	514	7.2	15.0	悪性新生物	372	5.2	10.8
30～34歳	自殺	1,920	23.4	39.7	悪性新生物	760	9.3	15.7	不慮の事故	570	6.9	11.8
35～39歳	自殺	2,345	24.2	31.0	悪性新生物	1,598	16.5	21.2	心疾患	756	7.8	10.0
40～44歳	悪性新生物	2,779	32.1	27.3	自殺	2,925	26.9	22.9	心疾患	1,106	12.8	10.9
45～49歳	悪性新生物	4,731	59.4	32.6	自殺	2,465	30.9	17.0	心疾患	1,735	21.8	11.9
50～54歳	悪性新生物	8,690	114.2	39.5	心疾患	2,636	34.6	12.0	自殺	2,615	34.4	11.9
55～59歳	悪性新生物	17,815	205.8	45.3	心疾患	4,674	54.0	11.9	脳血管疾患	3,185	36.8	8.1
60～64歳	悪性新生物	31,925	317.5	48.3	心疾患	8,069	90.3	12.2	脳血管疾患	5,180	51.5	7.8

注意：構成割合は、それぞれの年齢階級別死亡数を 100 とした場合の割合である。

資料：厚生労働省「人口動態統計」

○男女別の年齢階級別の自殺者数（平成23年）

男女別の自殺の状況をみると、中高年で自殺者全体の約6割、40歳代～60歳代の男性で自殺者全体の約4割を占めています。



資料：内閣府・警察庁「平成23年中における自殺の状況」より作成

○平成22年・23年における自殺者の自殺の原因・動機別件数

平成22年の状況をみると、原因・動機特定者の原因・動機は、「健康問題」1万4,621人と最も多く、次いで「経済・生活問題」6,406人、「家庭問題」4,547人、「勤務問題」2,689人となっています。

(単位：人)

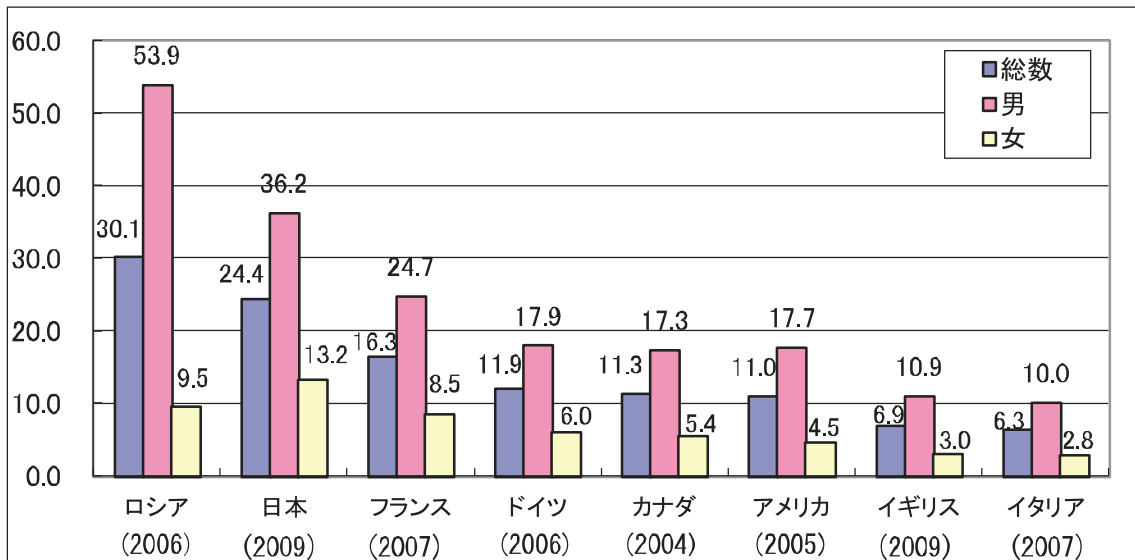
	原因・動機特定者の原因・動機別						
	家庭問題	健康問題	経済・生活問題	勤務問題	男女問題	学校問題	その他
平成23年	4,547	14,621	6,406	2,689	1,138	429	1,621
平成22年	4,497	15,802	7,438	2,590	1,103	371	1,533
増減数	50	-1,181	-1,032	99	35	58	88
増減率(%)	1.1	-7.5	-13.9	3.8	3.2	15.6	5.7

注) 遺書等の自殺を表付ける資料により明らかに推定できる原因・動機を自殺者一人につき3つまで計上可能としたため、原因・動機特定者の原因・動機別の和と原因・動機特定者数(22,581人)とは一致しない。

資料：内閣府・警察庁「平成23年中における自殺の状況」

○自殺死亡率の国際比較

我が国における自殺死亡率は、男女ともに主要国の中でも高い水準にあります。G 8 諸国では、ロシアについて第 2 位となっています。



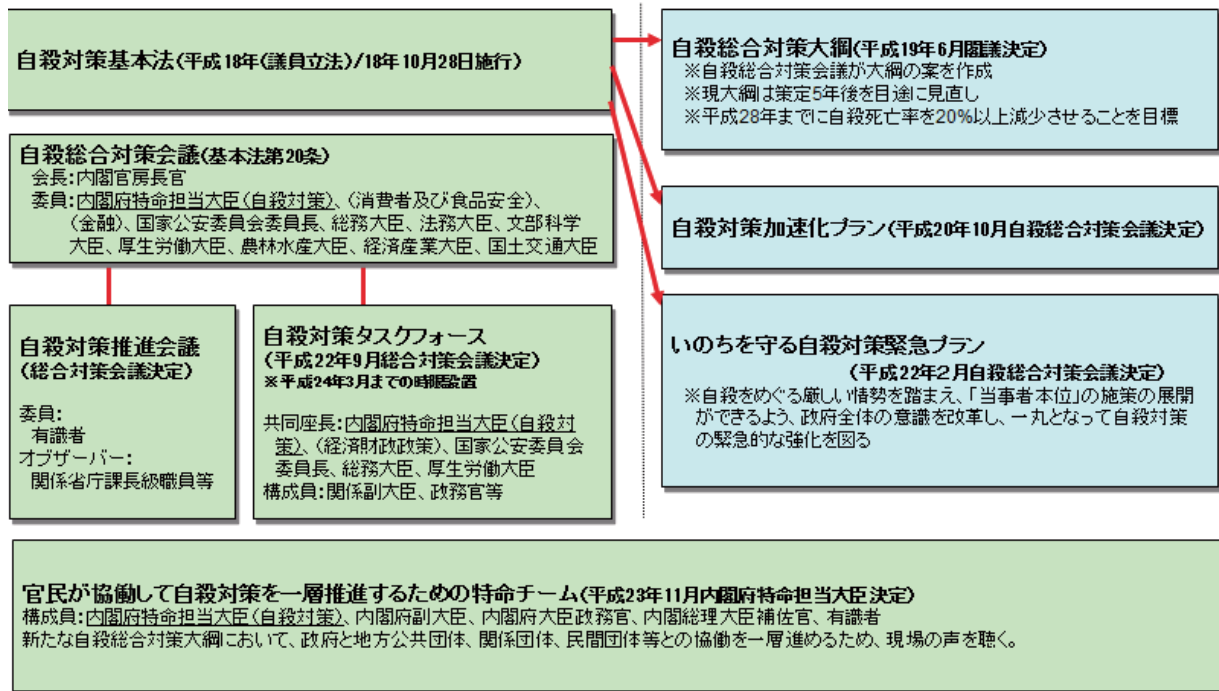
※自殺死亡率…人口 10 万人当たりの自殺者数

資料：世界保健機関資料より内閣府作成

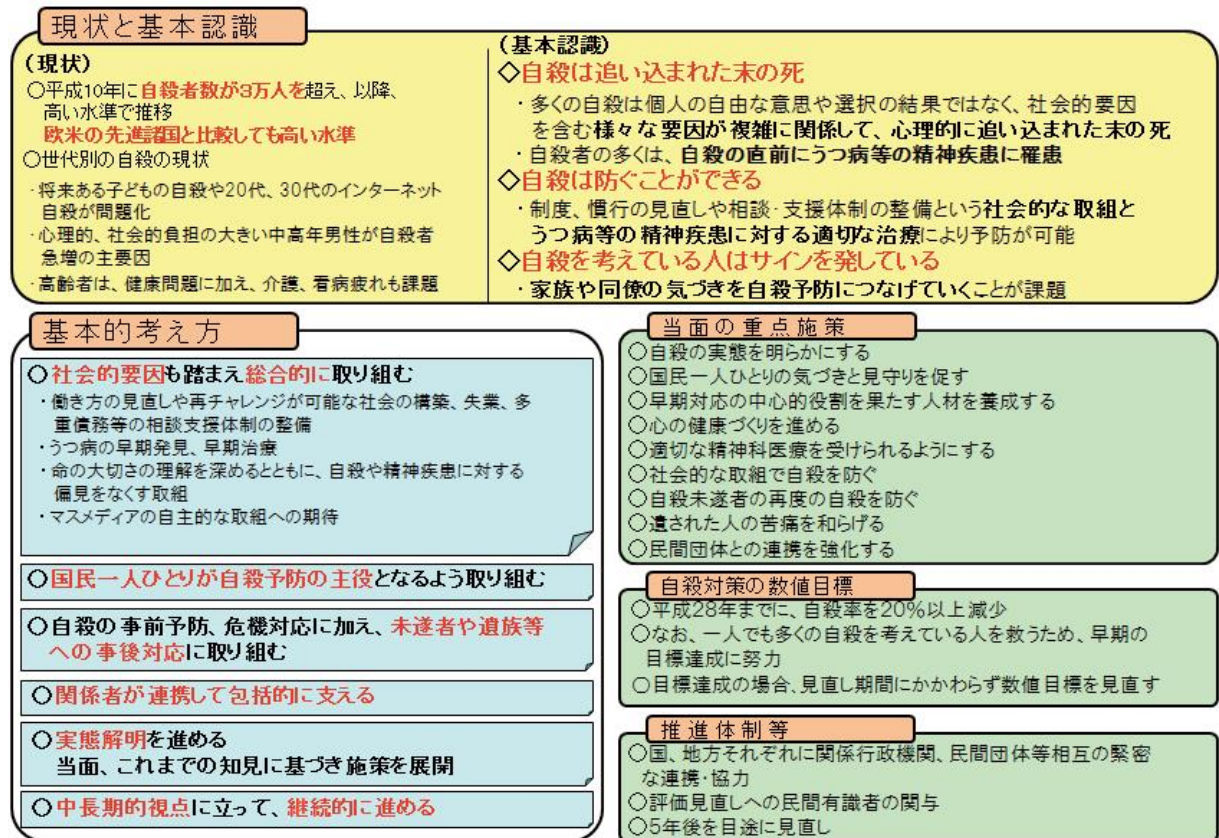
○自殺対策の経緯

平成 8 年	WHO「自殺予防のためのガイドライン」公表
平成 12 年 3 月	「健康日本 21」の中で自殺予防に取り組む
平成 17 年 7 月	参議院厚生労働委員会 「自殺に関する総合対策の緊急かつ効果的な推進を求める決議」
平成 17 年 9 月	自殺対策関係省庁連絡会議設置 (内閣官房副長官の下、11 省庁の局長級 13 名)
平成 17 年 12 月	「自殺予防に向けての政府の総合的な対策について」をとりまとめ (関係省庁連絡会議)
平成 18 年 5 月	民間団体が「自殺防止を考える議員有志の会」へ 「自殺対策の法制化を求める要望書」を提出
平成 18 年 6 月	「自殺対策基本法」成立(全会一致で可決)
平成 19 年 4 月	内閣府自殺対策推進室 設置
平成 19 年 6 月	「自殺総合対策大綱」閣議決定
平成 20 年 10 月	「自殺総合対策大綱」一部改正、「自殺対策加速化プラン」策定
平成 21 年 5 月	平成 22 年度第一次補正予算において、「地域自殺対策緊急強化基金」100 億円を造成
平成 21 年 11 月	自殺対策緊急戦略チーム「自殺対策 100 日プラン」を提言
平成 22 年 2 月	「いのちを守る自殺対策緊急プラン」策定
平成 22 年 9 月	自殺対策タスクフォース設置
平成 23 年 11 月	平成 23 年度第三次補正予算において、「地域自殺対策強化基金」に 37 億円を追加措置
平成 23 年 11 月	官民が協働して自殺対策を一層推進するための特命チーム設置

○自殺総合対策の推進



○自殺総合対策大綱（平成19年6月閣議決定）の概要



※統計や施策等の最新情報は、下記内閣府自殺対策推進室ホームページをご確認ください。

<http://www8.cao.go.jp/jisatsutaisaku/index.html>（検索サイトで「自殺対策」と検索）